

宮城県犯罪被害者等支援 ハンドブック



みやぎ 伊達な ギュッとちゃん

宮 城 県

— 目次 —

第 1 章	作成の趣旨	
	作成の趣旨	1
第 2 章	犯罪被害者等の抱える問題	
i	犯罪被害者等の現状	4
ii	犯罪被害者等の心理	5
iii	捜査・裁判の流れ	
1	犯人が成人の場合	6
2	犯人が少年（14 歳以上 20 歳未満）の場合	7
3	犯人が少年（14 歳未満）の場合	8
第 3 章	犯罪被害者等を支援する上での留意事項	
i	犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	9
ii	被害類型別の対応と支援制度	
1	殺人事件遺族への対応	14
2	暴力犯罪等により傷害を負った人への対応	16
3	交通事故により被害を受けた人等への対応	17
4	性犯罪の被害を受けた人への対応	18
5	配偶者等からの暴力を受けた人への対応	20
6	ストーカー被害に遭った人への対応	22
7	虐待を受けた子どもへの対応	24
	警察による公費負担・犯罪被害者等給付金等について	26
	県による犯罪被害者等見舞金について	29
	死傷者多数事件に対する関係機関の連携について	30
第 4 章	様々なニーズに対応するための市町村、関係機関・団体の連携	
i	関係機関・団体における連携	31
ii	相談対応時における関係機関・団体の連携の流れ	32
iii	連携の際の留意点	35
iv	犯罪被害者等施策における市町村の役割	37
	コラム	38
	宮城県広域圏区分図	39

第1章 作成の趣旨

犯罪被害者等*からの問い合わせや相談内容は、被害の内容や犯罪被害者等の置かれている状況によって様々です。問い合わせや相談内容が担当業務と異なる範囲に及んでも、適切な支援機関、制度の紹介などを犯罪被害者等に対して速やかに行うことが必要です。

当ハンドブックは、各種関係機関や自治体における担当職員の方々の参考にしていただけるよう、どの機関を起点としても、犯罪被害者等に対し必要な情報や支援等を途切れることなく提供することができる体制づくりを目的に、犯罪被害者等からの相談を受ける際の心構えをまとめたものです。

(※犯罪被害者等とは、犯罪による被害者及びその家族又は遺族をいいます。)

犯罪被害者等基本法（抜粋）

(地方公共団体の責務)

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(相談及び情報の提供等)

第十一条

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

第4次犯罪被害者等基本計画（抜粋）

IV 推進体制

(2) 国と地方公共団体との連携・協力

警察庁において、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を活用し、国と地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら犯罪被害者等のための施策を実施することができるよう、地方公共団体の担当部局との情報共有等を図る。

(3) 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力

関係府省庁において、行政機関以外の国の機関、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、事業者団体等の様々な関係機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等のための施策を実施する。

V 重点課題に係る具体的施策

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。【警察庁】

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局を定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策を周知するため、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、ポスター、リーフレット、SNS等を活用した広報の充実に努める。さらに、犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう、地方公共団体に対して要請する。【警察庁】

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象とする研修、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における好事例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実に要請する。【警察庁】

(4) 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等を早期に専門職の支援につなげるため、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する。【警察庁】

(5) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

警察庁において、都道府県における市区町村の連携・協力の充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報共有を促進する。【警察庁】

宮城県犯罪被害者等支援条例及び宮城県犯罪被害者等支援計画（抜粋）

宮城県犯罪被害者等支援条例

（県の責務） 第四条

県は、（中略）国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2

県は、市町村が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

（市町村の責務） 第五条

市町村は、（中略）国、県その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた施策を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務） 第七条

事業者は、（中略）犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務） 第八条

民間支援団体は、（中略）犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

宮城県犯罪被害者等支援計画（令和7年3月宮城県策定）

第3章 施策推進の考え方

（3）市町村との連携

市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、生活を支援する制度・サービスを所管していることから、被害者等の居住市町村と協力し、必要な支援を行います。

また、市町村を対象とした会議や研修会を開催し、本計画や支援施策に関する情報提供を行うとともに、具体的な支援方法の共有などを行い、市町村との連携・協力体制を構築します。

（4）民間支援団体との連携・協働

犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたり提供できる点や素早い意思決定による迅速な対応ができる民間支援団体の強みを活かすため、適切な情報の提供や助言等、多角的な支援を行います。

（5）県民、事業者との連携

県民や事業者が、犯罪被害者等支援のための施策の重要性について理解を深め、積極的に参加できるような気運の醸成や環境の整備に向けた取組を行います。

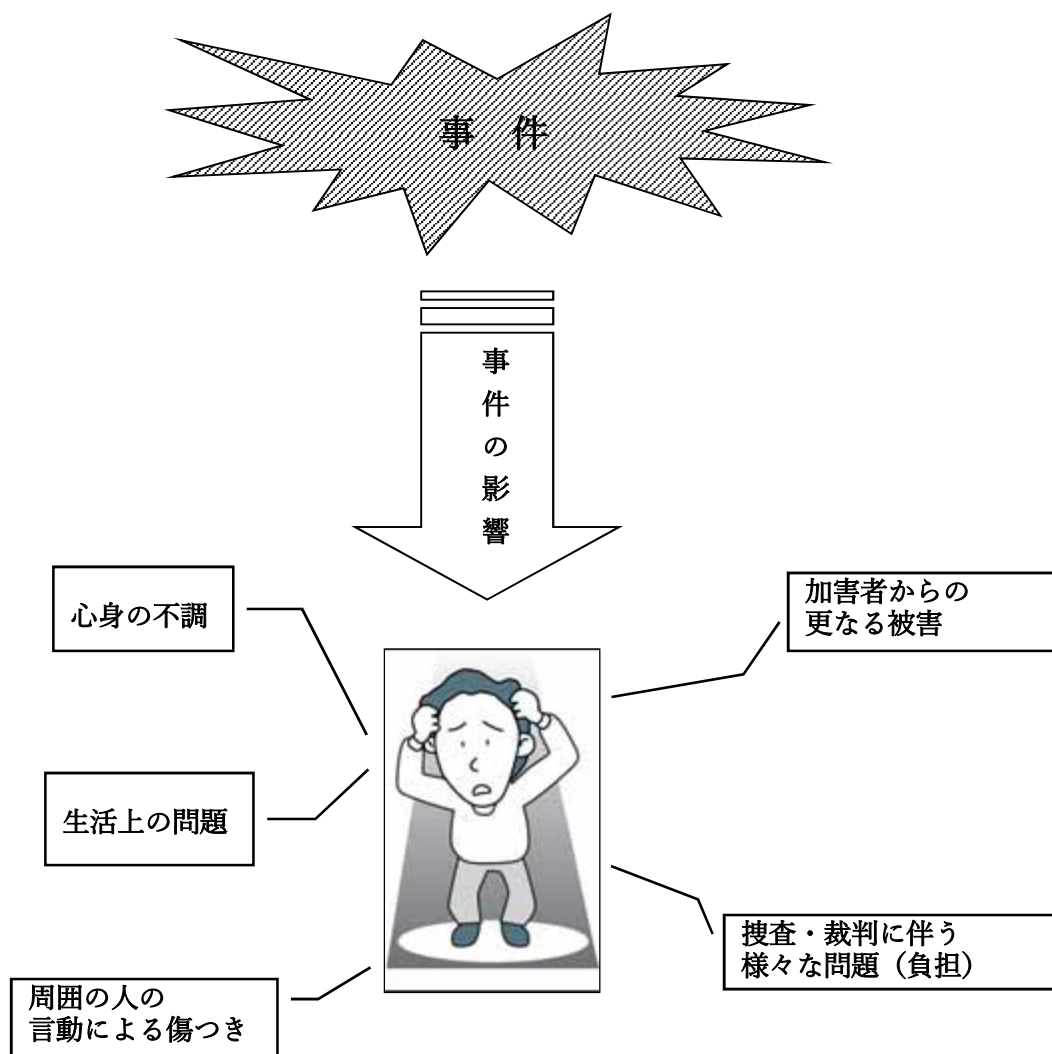
第2章 犯罪被害者等の抱える問題

i 犯罪被害者等の現状

犯罪被害者等は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく

- ◇ 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ◇ 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- ◇ 捜査や裁判などの過程における精神的、時間的負担
- ◇ 周囲の人々の無責任なうわさ話や報道、SNS等の投稿によるストレス、不快感

など、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）に苦しめられます。



ii 犯罪被害者等の心理

被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、体や心に変調をきたすことが多くありますが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後は誰にでも起こり得ることなのです。

◇ 心理的反応

恐怖感、自責感、不安感、無気力、絶望感、孤独感、疎外感
怒り、復讐

◇ 身体的反応

緊張、動悸、下痢、吐き気、不眠、悪夢、食欲不振

◇ 感覚的反応

感覚・感情が麻痺する、現実だという感覚がない
自分が自分でないと感じる、記憶力・判断力の低下

犯罪被害者等の気持ちを和らげようとしてかけた言葉が、逆に傷つけてしまうこともありますので、周りの人たちは安易に慰めたり、励ましたりすること等は避けて、犯罪被害者等の心理を理解して接してください。

犯罪被害者等の「心の傷」の回復には、周りの人たちの理解と共感と支援がとても大切です。

犯罪被害者等の気持ちを理解するには

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、犯罪の被害に遭われた方の話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。

手記集は、様々な機関・団体で作成されています。

～参考～

警察庁犯罪被害者等施策ホームページ

(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html#gsc.tab=0>)

- ・「犯罪被害者白書」講演録
- ・「犯罪被害類型別等調査 調査結果報告書」
- ・「広報啓発教材」

警察庁犯罪被害者等施策ホームページ「被害者等の声（各講演一覧）」

(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sesaku/higai_koe.html)

iii 捜査・裁判の流れ

1 犯人が成人の場合

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことをいい、「捜査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

① 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集することなどによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって、犯罪の嫌疑があるとされているものであって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」といいます。

一般に、警察は、捜査の過程において逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して、48時間以内に事件を検察官に送ります。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10日から20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

※ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また、逮捕された場合でも、検察庁に送られる前に被疑者が釈放される場合もあります。

なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

② 起訴

検察官は、警察から送られた書類や証拠品と検察官自ら被疑者を取り調べた結果などを検討し、刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」といいます。

※ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴される訳でなく、不起訴や起訴猶予になることもあります。不起訴や起訴猶予になれば、被疑者は釈放されます。起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審査だけの裁判を請求する「略式命令請求」があります。

③ 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」といいます。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判が確定していない者を「被告人」といいます。

検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

なお、犯罪被害者等は、一定の犯罪について刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

※ 一定の犯罪とは、殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり、傷つけたりした事件や、強姦・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などをいいます。

④ 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われる訳ではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、犯罪被害者等の申立てにより、裁判所が刑事事件について有罪の言い渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定することができます。（損害賠償命令制度）

2 犯人が少年（１４歳以上２０歳未満）の場合

① 捜査

警察では、１４歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮などの比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送致します。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいか意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

法定刑が罰金以下の罪を犯した場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送致します。

② 審判

家庭裁判所では、送致された事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（審判不開始）。

一方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内におい

て保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察など)の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

なお、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により人を死亡させた場合など、重大な犯罪を犯したと認められる場合には、事件を検察庁に送り返します(逆送)。

また、令和4年の少年法改正により、18歳以上の少年は「特定少年」として扱われます。特定少年が懲役・禁錮にあたる罪を犯した場合は、原則として検察官に逆送され、刑事裁判にかけられます。この場合、少年は通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

3 犯人が少年(14歳未満)の場合

① 調査など

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続きでは、少年に対し逮捕などの身柄拘束はできませんが、押収・搜索などの強制処分ができます。

警察は、調査の結果、事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと認められるときは、事件を児童相談所に送致します。

② 児童相談所における措置

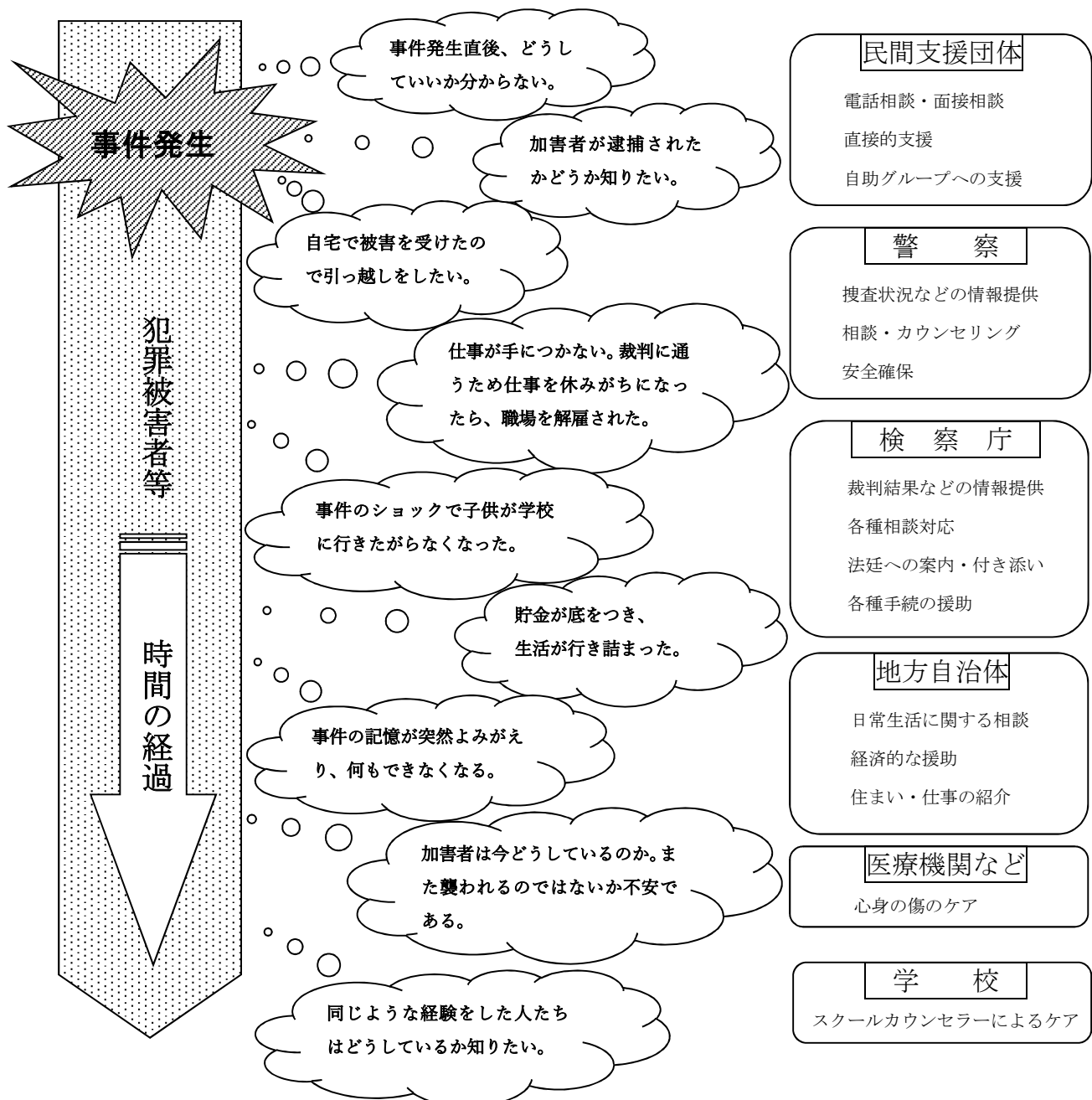
送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置(児童自立支援施設への入所や里親への委託など)をとり、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送致します。

児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならないとされています。家庭裁判所に送致された少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

第3章 犯罪被害者等を支援する上での留意事項

i 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

犯罪被害は一つ一つ違うものです。また、犯罪被害者等を支援する機関や団体はたくさんあり、支援の内容も様々です。そのため、行っている全ての支援を個々にあげることにはできませんが、事件が起きてから犯罪被害者等の方がどのような不安や出来事に遭い、それに対してどのような適切な支援を受けることができるのかイメージしてみます。



○ 相談対応時の配慮事項

1 相談者の意見を尊重する

- 対応者は相談者の意見等を尊重し、よい「聞き手」になりましょう。相談者が、勇気を振り絞って相談・電話をしていることを念頭において対応してください。
- 犯罪被害後は、様々な心身の問題、例えば、恐怖感・孤独感・怒り・イライラ等の状態が見られます。この状態は、犯罪被害によりショックを受けたことによるものです。責めたり、無理に励ましたりすることなく、温かく対応してください。
- 相談者はとても不安定な状態になることがあります。対応者の意見の過度な押し付けやアドバイスをせず、相談者のペースを尊重して、じっくり話をしましょう。

2 プライバシーに配慮する

- 相談者の住所、氏名、被害の状況、支援の内容などは個人情報です。絶対に漏洩することのないよう十分に配慮しましょう。
- 話の内容が漏れないよう場所等に配慮し、プライバシーが保てる状況下で対応してください。
- 相談者の情報を共有することは大切ですが、支援の必要性から支援する側が情報を共有する場合は、相談者の了承を得て、十分注意して行ってください。

3 適切な支援を行う

- 支援活動等は、責任を持って行い、有益な情報を確実に相談者に提供してください。
- 情報の提供は一つではなく、できる限り複数用意し、相談者が選択できるようにしてください。
- 他機関を紹介する場合は、単に紹介して終わるのではなく、相談者の了解を得て、先方とスムーズな話が始められるように配慮する必要があります。
- 相談内容への対応に加えて、支援活動を行っている民間の支援団体等を紹介することが有効な場合もあります。

4 安全を確保する

相談内容によっては、早急に対応しなければならない場合があります。まず、相談者が安全かどうか確認し、しかるべき機関（警察、女性相談センター等）に連絡することが大切です。

○ 具体的な対応にみる留意点①

1 不適切な言葉と犯罪被害者等の心理

被害の状況は、人それぞれ異なります。回復を求める言葉や努力を促す言葉は、犯罪被害者等に負担をかけることが多いので注意が必要です。

不適切な言葉		犯罪被害者等の心理
お気持ちはよくわかります	⇒	この気持ちがわかるか
大丈夫、すぐに良くなります	⇒	単なる気休めをいうな
早く忘れて、先のことを考えた方がいいですよ	⇒	忘れることなんかできるか
大丈夫、絶対治るから、もっと頑張って	⇒	これ以上何を頑張れというのか
辛いのはあなただけではない	⇒	同じような人がいたらどうだというのか
もう少し注意していれば良かったのに	⇒	私が悪かったというのか
他にも子供さんがいるでしょう	⇒	亡くなった子供は帰ってこない
よく頑張っているね 私だったら生きていけない	⇒	私に死ねというのか
いつまで考えても同じだ いつまでも泣いていたらだめだ	⇒	だからどうだっていうのか
元気そうだね	⇒	精一杯頑張っているのに 人の気持ちも知らないで
これから良いことがあるよ	⇒	今はそんな先のことは考えられない

○ 具体的な対応にみる留意点②

2 適切とされる言葉

誰にでも当てはまる適切な言葉はありません。「伝える」よりも「聞く」ことの方が大切です。相手のペースで対話するよう心掛けましょう。

犯罪被害者等の心理状態		適切とされる言葉
事件のことを無理に忘れようとしているとき	⇒	辛いことは、忘れなくてもいいですよ
自分自身を責めているとき	⇒	あなたが悪いわけではありません
	⇒	自分を責めないでください
	⇒	無理をしなくてもいいですよ
	⇒	今までどおりできなくてもいいですよ
今まで話せず苦しんできたと訴えているとき	⇒	ここでは、プライバシーが守られていますので、何でも話してください
	⇒	怒ったり悲しんだりしてもいいですよ
	⇒	どんな気持ちでいるか話してください
ショックから立ち直ろうとしているとき	⇒	立ち直るのに時間がかかるのは当然です
話をしなくなったとき	⇒	無理に話さなくてもいいですよ

○ 支援者自身のケア～代理被害(受傷)の防止～

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も「代理被害(受傷)」という次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる

- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入をしたり、反対に事務的な対応をとってしまったりと不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障をきたす場合があります。そのため、宮城県犯罪被害者等支援計画では「代理被害（受傷）の予防」を掲げており、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

<対処方法の例>

- ・ 支援者同士で共有し、一人で抱え込まず、組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）をはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息、睡眠をきちんととる。

ii 被害類型別の対応と支援制度

1 殺人事件遺族への対応

殺人事件遺族の多くは、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できず、判断力や思考力が正常に働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、より分かりやすい説明と、支援等を紹介しているパンフレットやメモを渡すなどの配慮が求められます。

○ 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなられた場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

その後、医師から「死体検案書」（有料。警察において公費で負担する場合があります。【参照：P26】）を受け取り、死亡の事実を知った日から7日以内に市町村に死亡の届出を行い、埋火葬許可証の交付を受けます。この許可証がなければ、亡くなられた方を弔うことができません。

○ 司法解剖に関する経費の公費負担【参照：P26】

司法解剖が行われた場合、遺体を搬送するための経費の一部を、公費で負担する場合があります。

○ 遺産相続等

相続税の申告対象となる場合には、死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に申告しなければなりません。

○ 住居等についての相談

一時避難場所や転居先等を紹介する制度があります。【参照：P28】

経済的支援制度

○ 犯罪被害者等給付金（遺族給付金）【参照：P26】

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、国から一時金が支給される場合があります。

○ 犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）【参照：P29】

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、県及び市町村から見舞金（支援金）が給付（支給）される場合があります。

○ 遺族基礎年金

国民年金に加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給されます。

○ **遺族厚生年金**

厚生年金に加入中の方、老齢厚生年金を受給する資格のある方、1級または2級の障害厚生年金を受給している方等が死亡したとき、遺族に支給されます。

○ **犯罪被害救援基金**

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

マスコミへの対応

〔警察・弁護士を通じた対応〕

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に、どう対応すればよいかわからない場合は、警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

〔異議申立て〕

テレビ、ラジオの人権侵害には、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」

（連絡先：TEL：03-5212-7335、FAX：03-5212-7330）

雑誌の人権侵害に対しては、

「雑誌人権ボックス」（FAX:03-3291-1220）に異議申立てをすることができます。

2 暴力犯罪等により傷害を負った人への対応

暴力犯罪の被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病、パニック障害等を発症する場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用の負担や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされる等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

捜査のための診断書等に関する支援制度

○ 診断書料等の公費負担 【参照：P 2 6】

身体犯の事件捜査又は立証のために必要となる診断書料とそのための初診料が公費で負担される場合があります。

障害が残るなどした場合

○ 犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）【参照：P 2 7】

故意の犯罪行為により重傷病を負い又は障害が残った被害者に対し、国から一時金が支給される場合があります。

○ 犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）【参照：P 2 9】

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者に対し、県及び市町村から見舞金（支援金）が給付（支給）される場合があります。

○ 身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などが、障害の程度に応じて受けられます。

○ 障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

加害者が暴力団組員等である場合や加害者から再被害のおそれがある場合

加害者が暴力団組員等である場合は、組織的背景を持っていることから、組織的な対応をとる必要があります。必ず警察や公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターに相談してください。

また、暴力団組員に限らず、将来的に再被害のおそれがある場合については、警察により

◇ 加害者への警告

◇ 重点的なパトロール

などの再被害防止の対策をとることができます。

3 交通事故により被害を受けた人等への対応

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪など、刑法などにおいては、「犯罪」として扱われるものの、社会的には、単なる「事故」として軽く見られる傾向にあります。

そのため、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見受けられます。

また、被害の重大さに比べて加害者に軽い刑罰しか与えられないと感じられることも多く、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

交通事故に遭った人への対応

○ 警察への連絡

交通事故の場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると、交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

○ 警察への診断書提出

交通事故で怪我をした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての扱いができません。事故当時は怪我に気付かず、後で怪我が明らかになった場合も同様です。詳しくは事故を取り扱った警察署に確認してください。

○ ひき逃げや無保険車・盗難車等による事故の場合

ひき逃げや無保険車（自賠責保険のない自動車※）または盗難車等による事故で死亡、負傷した場合で加害者側から賠償を受けられないときは、国が加害者に代わって損害をてん補する制度があります。詳しくは一般社団法人日本損害保険協会そんぽ ADR センター等にご確認ください。

《損害賠償》

交通事故はその状況がさまざまであるうえ、任意保険の加入の有無や、加害者が示談に応じない場合など、損害賠償が思うようになされず、当事者同士の解決が難航する場合があります。そのような場合には、専門の機関に相談をすることが有効です。

また、交通事故の場合、言葉で事故の状況を説明することは大変困難なため、相談する場合は、事故の図面や写真、交通事故証明書等を用意するほか、加害者の任意保険などを確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

※ここでいう「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型自動車を除く。）及び同条3項に規定する原動機付自転車をいう。

4 性犯罪の被害を受けた人への対応

被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けており、心理的、社会的な不調が現われ、PTSD、うつ病、パニック障害等を発症することもあります。また、刑事手続のなかで、事件のことを思い出させられる機会が多く、精神的負担が大きくなります。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールへの依存、自傷行為や自殺行動などに至ることもあります。

また、男性に対して恐怖心を持つ場合が多いので、相談者に対しては、対応者の性別の希望を聞くなどの配慮が必要です。

《対応上の留意点》

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかし、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

※ 警察への届出の重要性や支援について説明しても届出に消極的な場合は、性暴力被害相談支援センター宮城（けやきホットライン 0120-556-460）などを紹介してください。

○ ～担当者の知識として～

警察に被害の届出をした場合、状況や犯人について聞かれるほかに、被害現場の案内や説明、当時着ていた服などの提出を求められる場合がありますが、警察では被害者の「パトカーで来てほしくない。」「女性に話を聞いてほしい。」等の希望に応じるよう配慮しています。また、当時着ていた服を警察に提出する場合には、着替えについても準備しています。

《受診について》

すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等の証拠や性感染症の検査のため、婦人科等の受診を勧める必要があります。その場合は、受診することの重要性や必要性を、本人によく説明し、理解を得ることが重要です。なお、警察において受診費用を公費で負担できる場合があります。

【緊急避妊】

服用により 72 時間以内であれば、妊娠を回避できる可能性が高まりますので、すぐに受診することを勧めます。また、警察において、費用を公費負担できる場合があります。

【証拠の確保】

婦人科で犯人の体液を採取しておくことは、加害者を特定するための証拠になります。ただし、入浴後には採取できなくなります。

【付添い支援】

精神的負担軽減のため、性暴力被害相談支援センター宮城では、診察の際の付添い支援を行っています。

【感染症等検査】

保健所において、HIV 抗体、C 型肝炎等の検査を無料、匿名で検査することができますが、梅毒などの性病検査については保健所ではできませんので、専門医による検査が必要です。

○ 裁判における支援制度

裁判での証言は被害者にとって大きな負担です。性犯罪の場合は、心理カウンセラーや民間支援団体の支援員等の付添いも認められています。また、加害者と顔を合わせないビデオリンク方式による証言方法さらに被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

5 配偶者等からの暴力を受けた人への対応

配偶者等からの暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力が含まれます。

被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信を失い、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、加害者である配偶者等への経済的な依存や報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などによって、暴力被害の関係から脱け出すことが困難となっています。

被害者は、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

《対応上の留意点》

暴力の中で長い間暮らしてきた困難や苦しみを理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

※ 被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「旦那さんの言い分も聞きたい。」とか「あなたに殴られる原因があったのではないか。」などと相談者を責めてはいけません。

《安全性の確認》

- 加害者が追跡してくる可能性があるか。
- 被害者に対する危険が迫っていないか。
- 被害者は怪我を負っていないか。
- 子どもの安全は確保されているか。

などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関に橋渡しをします。

配偶者等からの暴力被害者については、宮城県女性相談センターや警察への相談を優先的に勧めます。

なお、被害者の生命や身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、相談者の同意が確認できなくても通報を行うことが必要です。

安全確保・一時保護

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、宮城県女性相談支援センターや警察等へ情報提供を行い必要に応じて橋渡しをします。

再発防止のための支援制度

○ 保護命令

裁判所に申し立てることにより、加害者に対して、接近禁止命令、退去等命令、電話等禁止命令の3種類の保護命令を発してもらうことができます。この命令に違反した場合は処罰されます。

この手続については、警察署、宮城県女性相談支援センター、仙台市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けています。

○ 住民票等の交付制限

配偶者等の暴力から逃れて住所を異動した場合、配偶者等が住民票等により居場所を探すおそれがあります。その場合には、市町村長に対して、配偶者等に住民票等を交付しないように申し出ることができます。

※ 詳しくは、市町村の住民登録担当窓口に相談してください。

6 ストーカー被害に遭った人への対応

いわゆる「ストーカー規制法」による「ストーカー行為」とは、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。この「つきまとい等」とは、

- ① つきまとい、待ち伏せ、押し掛け・うろつき等
- ② 監視していると告げる行為 ③ 面会、交際の要求 ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNS・文書等
- ⑥ 汚物等の送付 ⑦ 名誉を傷つける ⑧ 性的しゅう恥心の侵害
- ⑨ GPS 機器等を用いて位置情報を取得する行為
- ⑩ GPS 機器等を取り付ける行為等

を行うことであり、特定の人に対する恋愛や好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどで行われることを要件とします。

つきまといの対象は、被害者本人のみならず、その家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人も含みます。

ストーカー事件については、これまでも被害者が殺害されるなどの重大で凶悪な事件に発展したこともあり、加害者が近くに住んでいて被害者のことをよく知っているというケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

《対応上の留意点》

被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢をもって相談を受けてください。

被害に遭うおそれのあるような緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害の事実を立証し、警察に適切な対応を求めるためにも、以下のような記録をとるように促してください。

- 被害の内容、日時、場所、車のナンバーなどの記録
- 相手の具体的な言葉や動作の細かな記録
- 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージの保存
- 電話や会話内容のメモや録音
- 相手からの手紙や贈り物の保存、写真撮影

再被害の防止

○ 警察からの警告、告訴

警察への申出により、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等続ける加害者には、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。被害者の身体の安全などに緊急の危険が差し迫っている場合は、警告を経ずに直ちに禁止命令を出すこともできます。

また、その申出以外にも、告訴をすることにより、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。再

被害を防止するためにも、相談者には警察への相談を促してください。

○ 住民票等の交付制限

加害者から逃れて住所を異動した場合、加害者が住民票等により住所等を探すおそれがあります。その場合は、市町村長に対して加害者に住民票等を交付しないように申し出ることができます。

その他の支援

無言電話や執拗な電話に対しては、電話会社によるナンバーディスプレイ、ナンバーリクエスト、迷惑電話お断りサービス等があります。

また、警察では防犯資機材等の貸し出しを行っております。

7 虐待を受けた子どもへの対応

虐待を受けた子どもへの影響は、発育の遅れ、対人関係への不適応、PTSDなどがあり、落ち着きがなくなり、非行などにつながることもあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合には、将来的に本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

密室で行われやすく、「しつけ」と称して継続して行われるため、次第にエスカレートすることも少なくありません。

子どもへの虐待は、何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

《対応上の留意点》

子どもへの虐待を発見した場合、または、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所等に通告することが義務づけられています。

(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った場合は安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告することにより、専門機関による適切な対応をとることができます。

子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告してください。

虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告してください。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報してください。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては、生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、１１０番通報又は１１９番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後の対応

通告を受けた児童相談所等は、速やかに子どもや家族についての調査を行います。必要に応じて子どもを一時保護し、保護者に対し子どもへの連絡・面会が制限されることもあります。

また、在宅支援の場合は保健師、児童委員などによる支援、見守り等が行われるほか、親子分離が必要な場合は施設に入所させたりしますが、可能な限り再び親子がともに生活できるよう支援が行われます。

通告された事例の多くは、その後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。その場合、子どもと家族が安心して暮らせるため、地域において、見守り活動などで必要な支援や配慮を心がけてください。

警察による公費負担・犯罪被害者等給付金等について

1 医療費用などの公費負担

警察では、次の医療費用などを公費で負担し、被害者等の経済的負担を軽減しています。

公 費 負 担 の	死体検案書料	ご家族を亡くされた方
	遺体搬送料	
	遺体修復料	
	ハウスクリーニング料	
対象となるもの	診断書料（初診料含む）	負傷された方
	診断書料（初診料含む）	性犯罪の被害にあわれた方
	性感染症検査料（初診料含む）	
	緊急避妊措置料（初診料含む）	
	人工妊娠中絶措置料	
	カウンセリング費用	

※ 一定の条件があり、公費負担を受けられない場合があります。

問い合わせ先：担当の捜査員、事件担当の警察署

2 犯罪被害者等給付金

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負った場合、身体に障害が残った被害者に対して、労災保険などの他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合などにおいて、国が一時金として給付金を支給する制度です。

遺 族 給 付 金	亡くなられた被害者の第一順位の遺族に支給されます。
<支給を受けられる遺族の範囲と順位> 1 ①配偶者（事実婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。） 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の ②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 3 上記2に該当しない被害者の ⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 ※ ○内の数字は、支給を受けられる遺族の順位	

重傷病給付金	犯罪行為により重傷病（加療１か月以上、かつ、入院３日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、加療１か月以上、かつ、３日以上労務に服することができない程度のもの）を負った被害者本人に支給されます。
<上限> 1 2 0 万円	
障害給付金	障害が残った被害者本人に支給されます。
（障害とは） 負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む）で、他の災害補償関係法令の障害等級第１級から第１４級までに該当する程度	

○ 給付金の申請

給付金の申請は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行います。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

○ 申請の期限

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から２年を経過したとき又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から７年を経過したときはできません。

ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から６か月以内に限り、申請することができます。

○ 給付金の減額・調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間で行われた犯罪や被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されます。

3 住居等に関する支援

○ 一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費などにより一時的に避難する宿泊場所を提供できる制度があります。

○ 民間賃貸住宅に関する情報提供及び媒介手数料の助成

殺人・性犯罪などの犯罪被害を自宅やその近辺で受けたため、これまでの住居で引き続き生活ができないという悩みを抱えている方に対し、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づき、希望に応じたアパートなど民間賃貸住宅に関する情報提供を行う制度や、入居契約に至った場合の媒介手数料を無償化する制度があります。

問い合わせ先 担当の捜査員、事件担当の警察署
警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
TEL 022-221-7171

県による犯罪被害者等見舞金について

殺人などの故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

遺族見舞金	犯罪行為によって死亡した方の第1順位遺族 (以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族) 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 3 上記2に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 ※ 第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。
給付額 30万円	
重傷病見舞金	犯罪行為による負傷又は疾病（精神疾患を含む）であって、その治療に要する期間が1か月以上と医師に診断される重傷病を負った犯罪被害者
給付額 10万円	

犯罪被害を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは申請ができません。

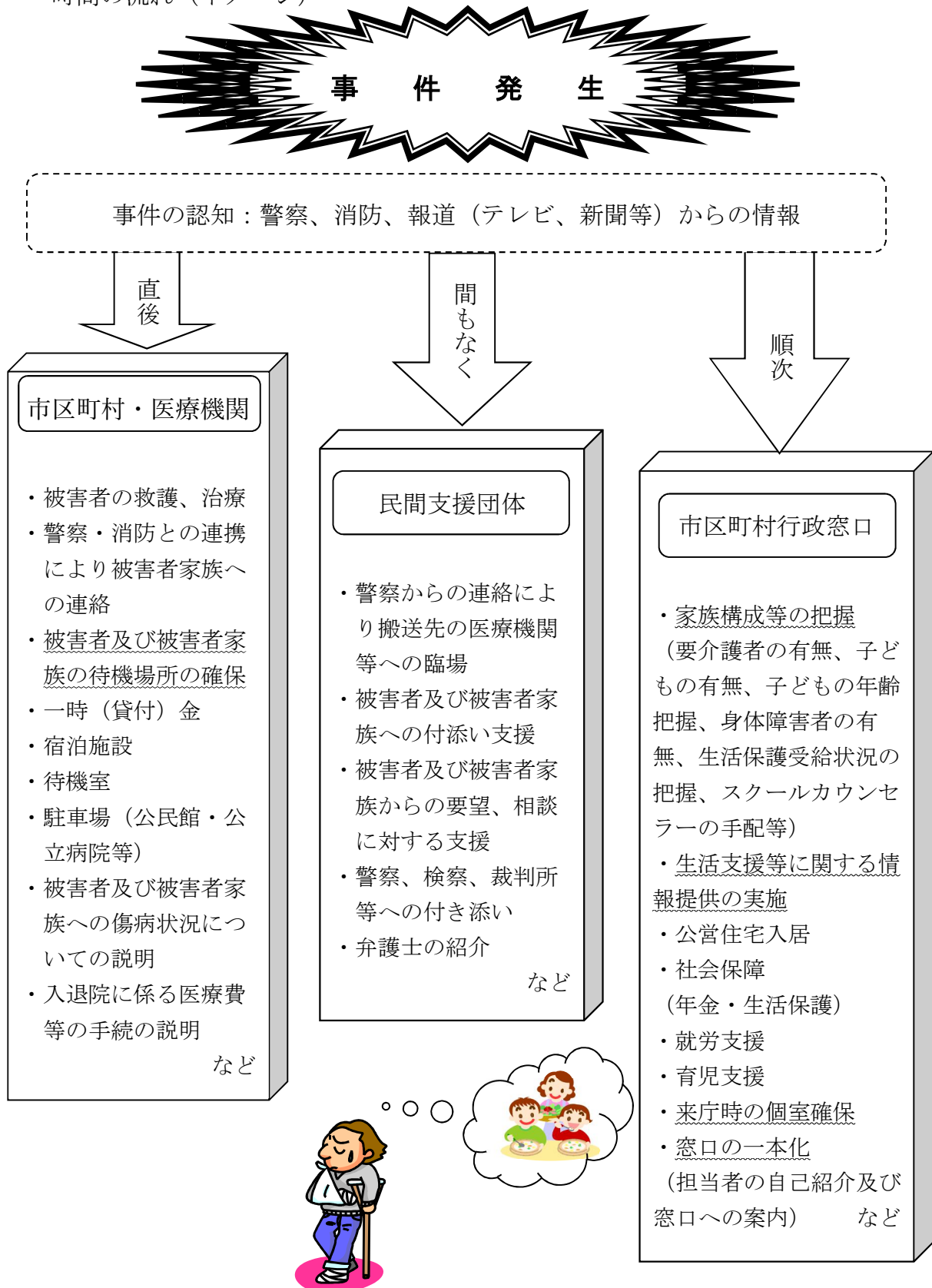
また、被害者にも不適切な行為がある場合などには、給付されないこともあります。

○ 対象となる犯罪被害

本制度による見舞金の給付の対象となる犯罪被害は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛及び過失による行為の場合を除く。）※令和6年4月1日以降に発生し、警察に申告された犯罪被害が対象となります。

死傷者多数事件に対する関係機関の連携について

時間の流れ（イメージ）



第4章 様々なニーズに対応するための市町村、関係機関・団体の連携

i 関係機関・団体における連携

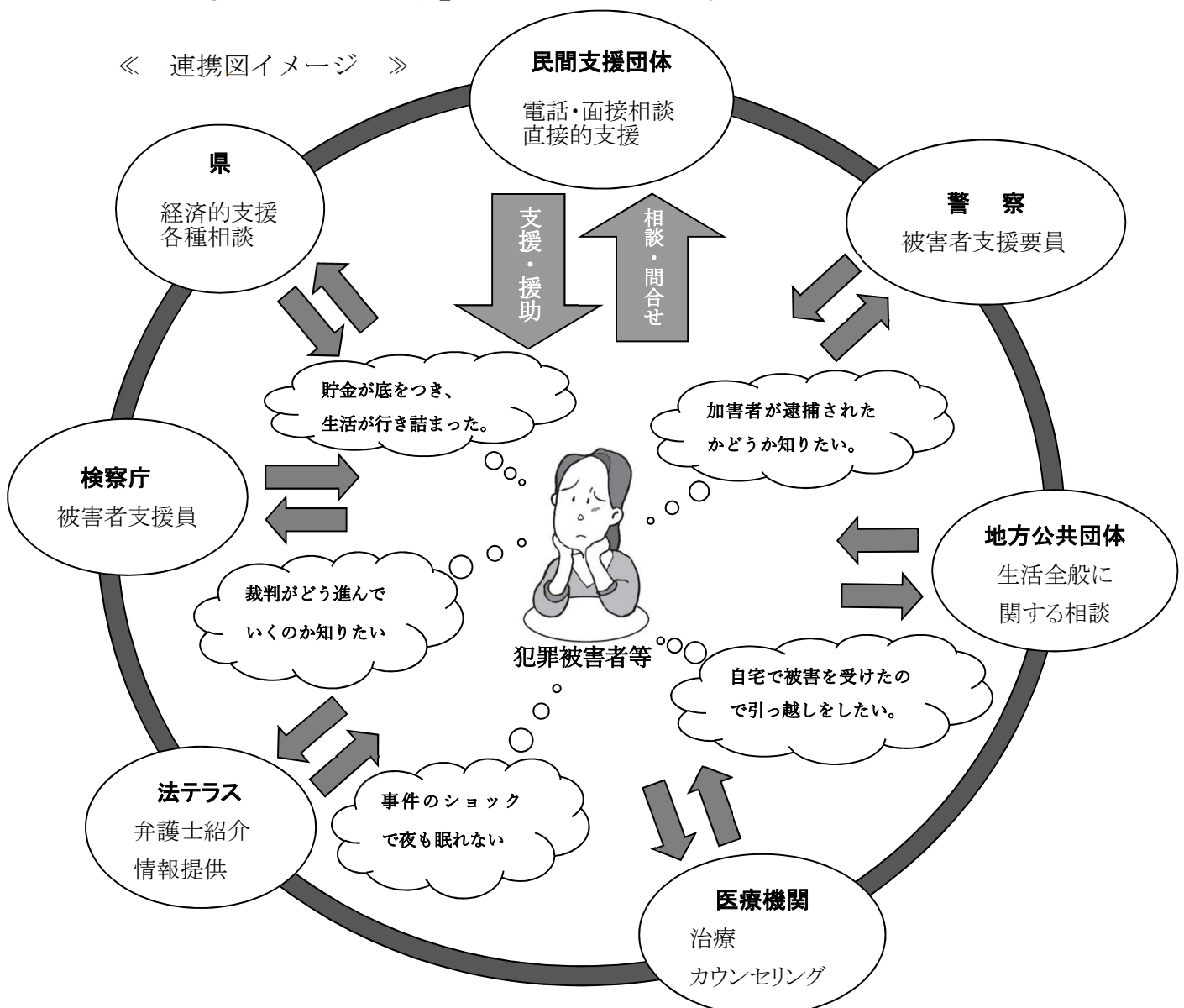
1 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

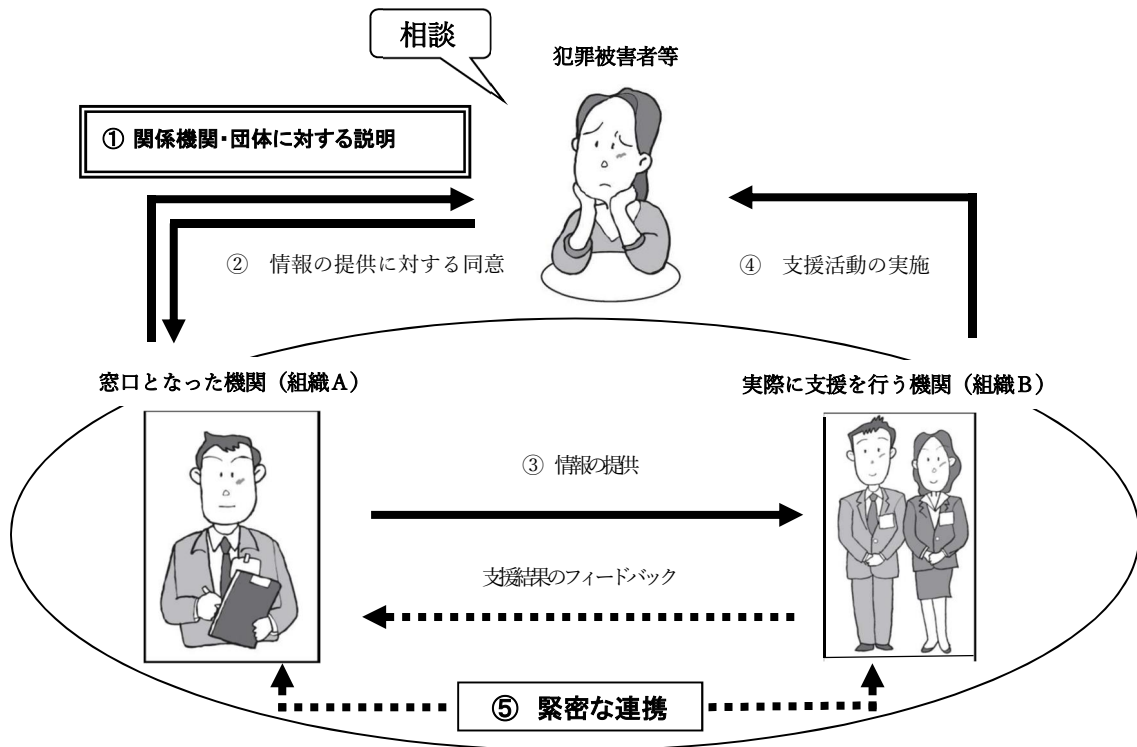
また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれないこともあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることにより、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような『途切れのない支援』が求められています。

《 連携図イメージ 》



ii 相談対応時における関係機関・団体の連携の流れ



① 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- 組織の概要（組織形態、業務内容）
- 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- 連絡先（名称、住所、電話番号、担当者氏名）
- 受付時間

② 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

相談の結果、犯罪被害者等が実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めた場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談した際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について始めから話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えな

いこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織 B に伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織 B との連絡方法（例．犯罪被害者等から組織 B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織 B と連絡がとれるよう配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《連携する際に伝達する犯罪被害者等情報例》

最低限伝えるべき情報

- 氏名、性別、被害当事者との関係
- 電話番号
- 被害の概要
- 希望する支援の内容

状況に応じて伝えるべき情報

- 住所
- 生年月日
- 被害発生日
- 被害の程度、障害の有無
- 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

③ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

犯罪被害者等に対して支援を行っていくため組織 B での対応が必要であることを組織 B に伝え理解を得た上で、犯罪被害者等から同意を得た情報を組織 B に伝達します。

その際、組織 B において、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織 A に伝達を依頼します。組織 A は、犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織 B に関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織 B において、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、改めて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織 B において、支援が受けられない可能性も考えられるので、組織 B での支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織

Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

④ 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックします。

⑤ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報 の取扱いを注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れのない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

iii 連携の際の留意点

1 相互理解

関係機関・団体においては、まず、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まないといったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

2 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるようなことがないように努めてください。そのような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

3 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければ分からないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させ、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。犯罪被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、他の機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

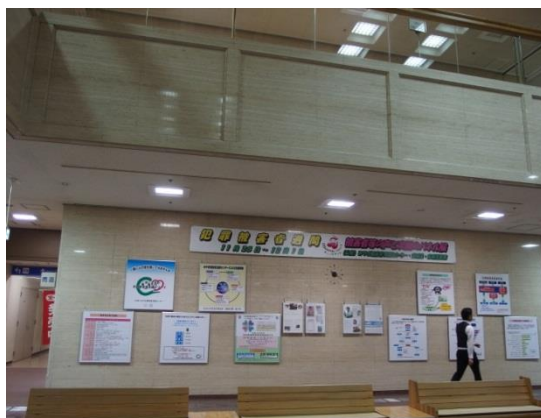
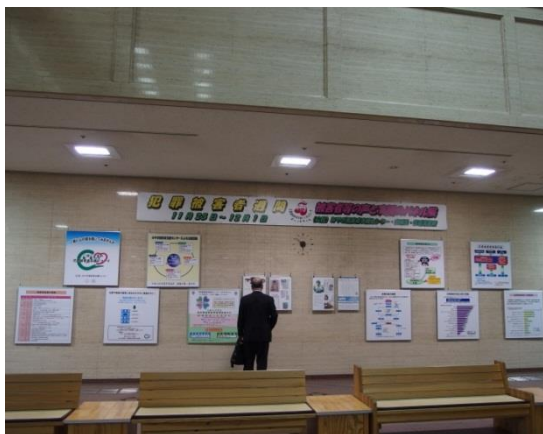
4 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際は

- 必ず犯罪被害者等の同意を得る。
- 口頭の場合には周囲に聞こえないようにする。
- FAX の場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する。
- Eメールの場合にはパスワードを設定の上、送信する。
- 犯罪被害者等の実名の記載を避けて、アルファベットのイニシャルのみにする。

などの工夫をし、絶対に情報が流出することがないように注意してください。

不安の強い犯罪被害者等の場合は、犯罪被害者等の目の前で関係機関に電話をかけることや、書簡で情報伝達する場合には、書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。



犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）
～被害者等の声と支援のパネル展～（県庁1階ロビーにて）



県民のつどい公開講演会「一緒に心の扉を開いてみませんか」
～被害者の声を聴く～（江陽グランドホテルにて）

iv 犯罪被害者等施策における市町村の役割

1 市町村の役割

犯罪被害者等基本法では、都道府県・市町村を区別せず、地域の状況に応じ多岐にわたる施策を総合的に推進することを求めています。

特に市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内をはじめ、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれます。

県・市町村の連携協力も、途切れのない支援体制をつくる上で重要です。犯罪被害者等からの相談や問合せに対し相互に橋渡しできるよう、県と市町村の間でそれぞれが有する制度・事業の情報や連携方法について認識を共有しておくことが必要です。

また、県と市町村の役割分担については、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするといった視点で、相互補完的なものとしてとらえることが重要です。

県としては、市町村との連携がスムーズに行えるように、日頃から市町村担当者との関係を築いておきたいと考えています。

2 施策担当窓口部局の役割

犯罪被害者等基本計画では、施策を総合的に推進するための要となる「施策担当窓口部局」の確定とともに、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う「総合的な対応窓口」の設置促進が要請されています。

施策担当窓口部局では、主に以下の役割を果たすことが期待されています。

(1) 施策の総合的な推進に係る企画・調整

犯罪被害者等及びその支援者からの意見・要望を一元的に把握し、庁内横断的に施策の企画立案調整を行うこと。

(2) 関係機関・団体間の連携の促進

国、都道府県、市町村との連携の窓口、民間団体、その他関係機関団体との連携の窓口としての役割を果たすこと。

(3) 相談・情報提供

総合的な対応窓口として、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、庁内関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しなどを行うこと。

(4) 広報啓発

被害者の心身の状況や置かれた環境を理解し、地域社会全体で犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう支える必要があることを地域住民に啓発すること。

犯罪被害者等のみならず地域住民一般に、総合的な対応窓口をはじめ地域で利用できる各種制度や相談窓口を周知すること。

【コラム】

「被害者等のニーズに耳を傾ける」

～行政との連携に支えられて～

1 被害者等が望む支援 ～被害者家族の声から～

ある日、娘さんが傷害事件に巻き込まれて被害を受けたご家族が、こんな話を支援員にしてくれました。

「被害者は、事件直後のカウンセリングのみを望んでいるわけではありません。どこの病院に行けばよいのか。治療費はどうすればよいのか。仕事を休む場合や後遺障害が残った場合の生活費はどうすればよいのか。子どもの養育はどうすればよいのかなど、被害者がこれから生きていくための実質的な支援が欲しいのです。『何かお役に立つことがあったら、おっしゃってください』ではなく『私たちはこのような支援ができてお役に立てます』と具体的な支援メニューを提示していただいて、精神的・身体的負担が増すことがないようサポートをしてください。」

被害者等にとって、専門家による適切な支援を受けることはとても大切なことです。しかし、被害者等が望む支援の声に耳を傾け、相談を受け付けることができる身近な窓口があることも重要なことと思います。

2 行政窓口との連携 ～事例から学ぶ～

数年前、当支援センターの支援員として、ある殺人事件の被害者遺族の支援に関わることになりました。遺族の中には、高齢で病氣も抱えているため、介護が必要でかつ通院を余儀なくされている方もおりました。この方を含む被害者遺族の支援計画を立案する段階で、被害者遺族のニーズに十分に応え得る支援を提供するためには、センターとしてできることのみでは限界があるという現実と直面したのです。

支援スタッフによる会議では、このケースに対応し「被害者遺族の視点に立った支援」を間断なく行うためには、どの関係機関と連携を図るべきかについて検討を行いました。そして、警察とも話し合いを行った結果、警察が中心となり、支援センター、地元市役所の保健師や介護保険担当者、生活保護担当者などの行政の担当者が集まって、連絡会議を開催し、早期に被害者遺族に対する支援メニューの確認を行うことができました。

連絡会議を開催して分かったことは、行政のそれぞれの部署では、事件前から何らかの形で被害者遺族と関わりをもっていたということです。それまでは、点と点でしかなかった個々の支援が、連絡会議を開催し、それぞれの機関で持ち合わせている情報を共有できたことによって一本の線となり、その結果、それぞれの部署で「できること」と「できないこと」が明確になって、真に被害者遺族が求めている支援にそれぞれの立場で関わることができました。

それぞれの機関が関わることにより、被害者等が、どこにいても等しく途切れのない支援が受けられるよう、さらなる連携に努めていきたいものです。

元（公社）みやぎ被害者支援センター 事務局長 大場 精子

宮城県広域圏区分図

